

第4期帯広市消費生活基本計画（原案）の概要

第1章 計画の基本的な考え方

計画の目的

帯広市消費生活条例第10条第1項の規定に基づき、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針と施策を明らかにする。

計画の位置付け

- ・「消費者教育の推進に関する法律」に定める「市町村消費者教育推進計画」
- ・第七期帯広市総合計画の消費生活に関する分野計画

計画期間

- ・2025（令和7）年度から2029（令和11）年度まで（5年間）

第2章 計画策定の背景

国や北海道における新たな消費関連計画策定の動向も鑑みながら、消費者を取り巻く現状が変化していることを踏まえて、市民の消費生活の安定と向上に向けた計画を策定。

現 状

わが国の消費者を取り巻く現状

高齢化の進行やデジタル化の進展などにより、消費者被害が潜在化、深刻化し、消費者トラブルも増加。

国の動き

「デジタル社会における消費者利益の擁護」や「高齢化等に対応した包括的な消費者支援」等の観点から、政府全体での対応にあたる計画の策定を検討中。

北海道の動き

策定中の計画のたたき台で「デジタル化の進展に伴う対応」や「消費者の年代など属性に応じた対応」等に留意しながら施策を見直して推進することとし、具体的取組として、新たに「エシカル消費の理解促進等による消費者と事業者との共同による取組」などが示されている。

帯広市の現状

- ・消費生活相談件数は令和元年度以降減少傾向にあったが、令和5年度は増加。
- ・60歳以上の相談割合は減少傾向だが、全体の約4割と依然として多い状況。
- ・若年者の相談割合が増加。未成年者のオンラインゲームに関する相談等が要因。

課 題

消費生活の安全・安心の確保

消費者事故や食品の安全・安心に関する情報提供、事業者への啓発や適正な取引に向けた調査指導など、消費生活における安全・安心の確保の取り組みが重要。

消費者被害の防止・救済

消費者被害の未然防止に向けた消費者への情報提供や注意喚起に取り組むとともに、被害の救済・拡大防止を図るため、帯広市消費生活アドバイスセンターにおける相談対応力の向上に取り組んでいくことが必要。

消費者の属性に応じた消費者教育の推進

消費者自らが知識や情報を収集し、適切に判断し行動できるよう、消費者の年代など属性に応じた消費者教育が必要。消費者トラブルが広がっている若年者に対する取り組みを重点的に実施していくことが重要。

消費生活における環境保全などへの配慮

消費行動が今後の経済社会や地球環境に影響を及ぼし得ることを消費者が自覚して行動できるよう、環境保全への配慮、エシカル消費等への理解促進が重要。

第3章 計画の基本方針と施策

4つの基本方針と13の施策を体系化し、消費者施策を総合的に推進。

基本方針Ⅰ. 消費生活の安全・安心

消費者の生命・身体に対する危害や財産に対する損害を及ぼすおそれがある商品やサービスによる消費者被害の防止、事業活動の適正化等の取り組みを推進。

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 危害等の防止 | (1) 商品等の安全性の確保
(2) 食品等の安全性の確保 |
| 2. 事業活動の適正化の推進 | (1) 表示・広告の適正化
(2) 包装の適正化
(3) 計量の適正化 |
| 3. 取引の適正化の推進 | (1) 事業者に対する調査・指導・勧告等
(2) 法令遵守のための周知・啓発 |
| 4. 商品やサービス等の確保と物価の安定化 | (1) 生活関連商品等に関する調査等
(2) 特定生活関連商品等に関する指定・調査・勧告等 |

基本方針Ⅱ. 消費者の自立支援

消費生活に関する講座の開催や情報提供などにより、市民が自ら学び、考え、行動する自立した消費者となるよう、関係団体と連携しながら、消費者教育や情報提供などによる支援に取り組む。

- | | |
|------------------|------------------------------------|
| 5. 消費者教育の推進 | (1) 学校における消費者教育
(2) 地域における消費者教育 |
| 6. 消費者啓発・情報提供の推進 | (1) 高齢者等の消費者被害の防止
(2) 情報提供の推進 |
| 7. 消費者団体への支援 | (1) 消費者団体との連携
(2) 自主的な活動への支援 |
| 8. 消費者意見の反映 | (1) 消費者の参画 |

基本方針Ⅲ. 消費者被害の救済

消費生活アドバイスセンターにおける相談機能を高めるための取り組みを進めるほか、被害に遭った消費者の救済に向けた適切な対応を行う。

- | | |
|-------------|--|
| 9. 相談機能の充実 | (1) 消費生活相談の実施
(2) 消費生活相談員の専門的知識の向上
(3) 専門的知識を有する者等による相談の実施 |
| 10. あっせんと調停 | (1) 消費生活審議会によるあっせん・調停 |
| 11. 訴訟の支援 | (1) 消費者訴訟に要する費用の貸付等 |

基本方針Ⅳ. 環境保全等への配慮

持続可能な社会の形成に向けて、地球温暖化をはじめ、食料や資源、エネルギー問題、環境保全などの広範な課題に、消費生活の面からも取り組んでいくことが重要であり、環境をはじめ、人、社会に配慮した取り組みを一体的に進める。

- | | |
|--------------|----------------------------|
| 12. 環境保全等の推進 | (1) 環境等に配慮した消費者の育成と事業活動の推進 |
| 13. 地域資源の活用 | (1) 地産地消等による循環型地域社会づくり |

第4章 計画の推進

推進体制

- ・帯広市消費生活行政推進庁内連絡会議において、計画の進捗状況等の検証・評価を実施
- ・帯広市消費生活審議会に報告し、審議会の意見等を踏まえながら計画を推進

計画の指標

基本方針	指標	基準値 年度	目標値 (R11)	単位
基本方針Ⅰ 消費生活の安全・安心	消費生活用製品安全法立入検査における適正表示製品率	100 (R5)	100	%
基本方針Ⅱ 消費者の自立支援	消費者講座受講者数	125 (R5)	177	人
基本方針Ⅲ 消費者被害の救済	あっせん解決率	89.5 (R5)	89.5以上	%
基本方針Ⅳ 環境保全等への配慮	出前環境教室への参加者数	32,509 (H12-R5)	42,342 (H12-R11)	人 (累計)

今後のスケジュール

	令和6年		令和7年			計 画 策 定
	11月	12月	1月	2月	3月	
消費生活審議会			○ 計画案協議			
経済文教委員会	○ 原案報告		○ 計画案報告			
パブリックコメント	募集期間					